

# 学校選択制度

岩見沢市立学校通学区区域審議会が

## 答申を提出

市は、将来を担う子どもたちが、能力や可能性を伸ばし、生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育の実現に向けて、学校選択制度の導入を検討してきており、今年の7月、通学区区域審議会に、この学校選択制度の導入について諮問しました。

審議会は、意見交換会等で出された皆さんからの多くの意見を反映させながら審議を進めてきました。そして11月18日、審議会から「答申」が提出され、これを受けて教育委員会は、学校選択制度の導入についてさらに検討をしています。

### 諮問と答申の概要

#### ○実施内容

就学する学校の指定について

諮問 現行の通学区区域による指定校に就学を希望する場合は、希望どおりに就学できる。指定校以外の学校を希望する場合は、希望する学校の受入れ可能な生徒数の範囲内で就学を認める。  
答申 指定校変更制度による指定を加えて整理されたい。

学校選択の対象について

諮問 選択できる学校は、市内の中学校全校を対象とする。ただし、各学校での受入れ可能な生徒数は、通学区内の対象者全員が就学できる枠を確保した上で、学校の収容能力の範囲内で定めて、

あらかじめ明示する。学校選択の申出は、中学校の新一年生を対象とする。

答申 受入れ可能な生徒数については、学校と十分に協議し決定されたい。

学校選択の申出の承認等について

諮問 学校選択の申出は、中学校の新一年生に就学する前年の8月末日までとする。入学を希望した者の数が受入れ可能な生徒数の範囲内である場合は、学校選択の申出を希望どおり承認する。  
答申 選択が単なる事務手続きに終わらないよう、説明会等で制度の趣旨を周知するとともに個々の相談にも応ずることのできる体制を整えられたい。申出期限等の期日については、説明、学校公開、申し込み、決定等の日程を定める中で、本制度の趣旨を生かした選

択が行われるよう検討し決定されたい。その際、学校と十分に協議し調整されたい。

諮問 入学を希望した者の数が受入れ可能な生徒数の範囲を超えた場合は、学校選択の申出をした者による公開抽選により当選者を決定する。ただし、抽選で外れた場合でも、入学予定者の転出などにより受入れが可能となる都度、12月末まで繰り上げて当選となる補欠として登録する。  
答申 希望が受入れ可能数を超えた場合の決定の方法については、現段階では抽選が望ましいと考えられる。選択希望申出の段階で、希望の申出は本人及び保護者の責任において行われること、受入れ可能数を超えた場合は抽選によって決定されることを十分に周知されたい。また、抽選の方法については、公正さとプライバシーの両面に配慮した方法を検討の上実施されたい。

転居等の生徒への対応について

諮問 選択により入学した生徒で教育的な配慮を要する者については、指定校変更制度による就学校の変更を可能とする。  
答申 諮問内容により実施された

## これまでの取り組み

教育委員会は、市広報でのお知らせ、市議会、総務常任委員会での質問や審議のほか、7月から多様な取り組みを実施してきました。

○岩見沢市立学校通学区域審議会での審議（6回）

○保護者及び地域の方々への説明と意見交換会

（小学校区で12回、中学校区で7回）

○岩見沢市PTA連合会役員の方々との意見交換会

（8月28日）

○小・中学校の教職員との意見交換会（9月11日）

また、これとは別に教職員の意見は、各学校で集約しました。

○岩見沢市社会教育委員との意見交換会

（10月10日）

さらに、市のホームページおよび情報公開コーナーで「学校選択制度」の概要や、通学区域審議会の審議経過の概要を公開しているほか、各団体等との意見交換会を実施するなど、市民の皆さんの意見を広くいただいています。

## ○実施にあたっての留意事項

諮問 教育委員会は、各学校の積極的かつ独創的な教育課程の編成や、指導方法の工夫改善の推進等についての支援を行い、選ばれる価値のある、魅力ある学校づくりを推進する。また、開かれた学校づくりを進めるとともに、ホームページや学校案内など多様な方策により、市民が必要とする情報を十分に提供する。

い。

答申 学校選択に必要な情報を適切に提供することは、学校選択のための重要な条件の一つである。

いつ、どこで、どのような情報を入手できるかを分りやすく示すなど、子ども及び保護者が必要な情報を十分に入手できる体制を整えられたい。その際、各学校が共通して提供する情報と学校の特色として提供する情報が、共通の認識に立って提供されるよう配慮されたい。また、学校公開日の日程調整などにも配慮されたい。

## ○実施時期

諮問 平成17年4月1日の新入学生徒（中学校の新一年生）から実施する。

答申 諮問内容により実施された

## 特に配慮すべき事項

い。

学校の序列化や学校間格差の発生に対する懸念への配慮

本制度の導入に伴い、各学校が学校の教育条件を生かした教育活動の充実に努め、市民に対する説明責任を果たすことにより、一層の学校の活性化が達成される。従って、本制度の導入と結び付けて学校の序列化や学校間格差の発生を懸念する必要はないと考える。

また、学校教育では、確かな学力の定着と調和の取れた豊かな人間性や社会性の育成が極めて大切であることから、各学校においては、それぞれの教育目標に基づき、魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりに尚一層努められた

い。

学校と地域社会の結びつき弱まりに対する懸念への配慮

本制度導入により通学区域を越

えた人の交流が図られ、学校に対する地域の関心や支援がこれまで以上に高まることが期待される。

選択希望が叶えられなかった子ども及び保護者に対するケアへの配慮

説明会等の中で、希望の申出は、本人及び保護者の責任において行われること、希望が叶えられない場合があることを周知するとともに、個人のプライバシーに配慮した方法をとることにより、特別なケアを必要とする状態の発生は防ぐことができるが、子どもや保護者の心情など微妙な点も含まれるので、教育委員会としても慎重な対応を心がけられたい。

い。

制度の検証について

教育委員会においては、実施後の状況に応じて制度のあり方を検討し、必要に応じて幅広い立場の人の意見を聞く機会を設けるなど検証を行い、本制度の質的向上に努められたい。

詳細は、市情報公開コーナー・ホームページでも公開しています。

問合せ先 市教委企画総務課